

I. 事実の概要

被告人は二度にわたる交通事故のうち、二回目の交通事故における運転者である。

被害者は、片側三車線の本件道路の第一通行帯をバイクで走行中に左から走行してきた A 運転の普通貨物自動車に接触され、衝撃で第二通行帯にバイクとともに投げ出された(第一事故)。被告人 X は普通乗用自動車を運転して先行車に追従して時速 60km で走行していたところ、転倒していた上記被害者を轢過し(第二事故)、その後約 2km にわたりバイクを引きずって走行を続け、バイクを損壊させた。

II. 判旨

「路上に存在するものが『人』でないと積極的に分かっている場合を措いて、『人』である可能性が残っている限りは、検察官のいう注意義務が肯定されるべき」である。そして、そのような注意義務が課せられるのは甲地点(必要停止距離である約 40.4m 手前の地点)であるが、「甲地点では、被告人には、…注意義務を科するに足りる障害物が自己の進路前方にあると認識できる、検察官が主張する結果回避措置を執ることができる、各可能性があったことが肯定されなければならない。」

「被告人が、乙地点(先行車が車線変更して前方注視が可能となった地点)から甲地点に至るまでの僅かな時間(本判決の認定では両地点の距離を 11.4m、当該距離を時速 60km で走行するのに約 0.68 秒)で、検察官が求める注意義務の前提となる障害物の認識ができる可能性があったかどうか、仮にその認識ができたとしても、検察官が求める事故回避の措置ができる可能性があったかどうかについては、本件で現れた全証拠に照らしても、なお合理的な疑いが残っているといわざるを得ない。」以上のよう
に述べて、被告人を無罪とした。(カッコ内は筆者)

III. 検討

1. 本判決は、路上に存在するものが積極的に「人」でないと判明している場合を措いて、「人」である可能性が残っている限度では、検察官主張の注意義務を肯定しつつ、事故回避措置を講じる可能性について合理的な疑いが残るとして、被告人を無罪としたものである。

結果回避可能な時期場所で、その対象を発見できたのにその発見が遅れた又は発見せずに事故を引き起こした場合には前方注視義務違反となる。この場合には結果回避可能な時期場所で、危険を発見できたことが確定されなければならない。したがって、事実認定に当たっては、**発見可能な地点と対象物との距離、自車の速度、四囲の状況等**を検討しなければならないことになる²。

他方、前方を注視していても結果回避可能な時期場所で対象物を発見できないときは、結果の予見ないし回避が不可能であって前方注視義務違反を問うことはできない。被害者側に重大な落ち度がある場合には早期発見が不可能な場合が多く、過失がないとされることが多い。(例えば、泥酔して道路中央にいた被害者を轢過した事案につき、徳島地判昭和 41.12.16)

2. 本件において特徴的なのは、被告人が先行車に追走しており、前方注視可能範囲が制限されていた点である。このようなケースでは必要停止距離手前の地点と、前方注視が可能となった、すなわち先行車が車線変更した地点の距離がどの程度あったのが問題とされなければならない。(この点について、原審では乙地点がどこか解明されておらず、問題がある)

また、本判決は見通し実験について実際の走行時の状況とは相当異なると指摘しており、実験目的の的確な設定や実験方法の工夫の重要性も示唆していると思われる³。

¹ 判例タイムズ 1316 号 271 頁。

² 鈴木勝利ほか「自動車事故における過失」『刑事事実認定(上)』(判例タイムズ社、1992)143 頁以下。

³ 同様の問題点を指摘するものとして、大分地判平成 18.11.29。